

令和 7 年度 代議員会要項

日 時：令和 7 年 5 月 2 4 日（土）

午後 3 時～

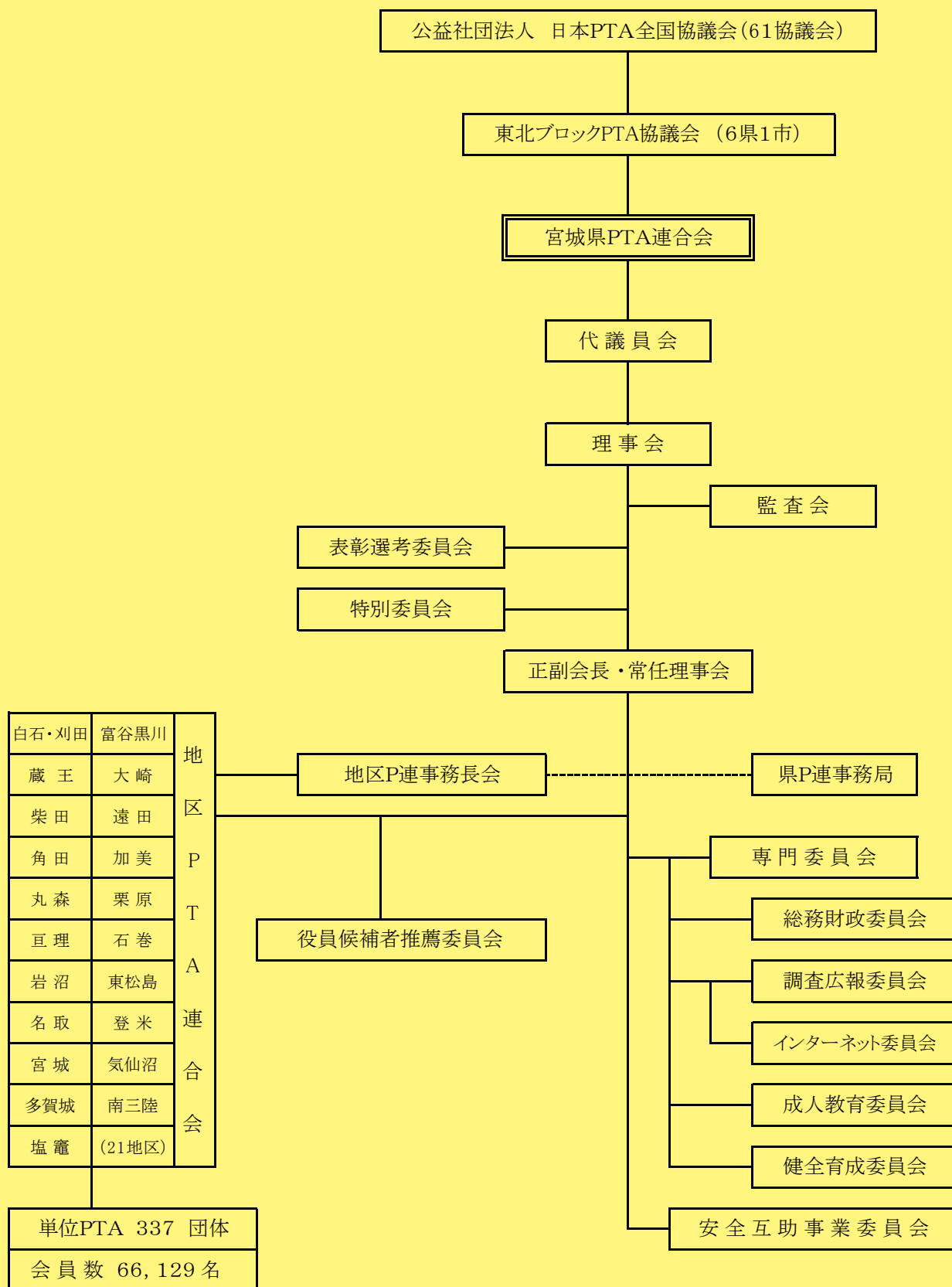
会 場：宮城県青年会館

3 階「大会議室」



宮 城 県 P T A 連 合 会

令和7年度 5月



目 次

宮城県PTA連合会組織図	表紙裏
目 次	1
宮城県PTA連合会代議員会次第	2～3
報告（１） 令和６年度宮城県PTA連合会事業経過報告	
Ⅰ （公益社団法人）日本PTA全国協議会	4～5
Ⅱ 東北ブロックPTA協議会	5～6
Ⅲ 宮城県PTA連合会	7～10
Ⅳ 各専門委員会	11～14
報告（２） 令和６年度宮城県PTA連合会決算及び監査報告	15～18
報告（３） 令和６年度宮城県PTA連合会安全互助事業報告	19
令和６年度優良PTA団体・個人表彰者一覧	20
令和６年度第４０回広報紙コンクール入賞団体一覧	21
議事（１） 令和６年度事業及び会計決算の承認	
議事（２） 令和７年度宮城県PTA連合会活動方針（案）	22
議事（３） 令和７年度宮城県PTA連合会事業計画（案）	23～24
令和７年度年間行事予定（案）	25
議事（４） 令和７年度宮城県PTA連合会会計予算（案）	26～27
議事（５） 令和７年度宮城県PTA連合会会長、副会長並びに監事の承認	28
宮城県PTA連合会規約及び規程	29～43
令和７年度宮城県PTA連合会地区事務局一覧	44
令和７年度宮城県PTA連合会地区単P数・代議員数一覧	45
令和７年度宮城県PTA連合会代議員 【別紙】	
PTAの歌	46

令和7年度 宮城県PTA連合会代議員会

《会場：宮城県青年会館 大会議室》

次 第

《 「PTAの歌」 斉唱 》 ♪ 2番まで ♪ 15:00～

開 会 行 事

- 1 開 会 宣 言
- 2 開会のあいさつ
- 3 感 謝 状 贈 呈
- 4 祝 辞
- 5 来 賓 紹 介
- 6 閉 会 宣 言

《定足数確認》

代 議 員 会

- 1 開 会 宣 言
- 2 議 長 選 出
- 3 議事録書記及び議事録署名委員の委嘱
- 4 令和6年度宮城県PTA連合会事業経過報告
 - (1) 令和6年度事業報告
 - 1) (公益社団法人) 日本PTA全国協議会
 - 2) 東北ブロックPTA協議会
 - 3) 宮城県PTA連合会
 - 4) 各専門委員会
 - ① 総務財政委員会
 - ② 成人教育委員会
 - ③ 調査広報委員会
 - *インターネット委員会
 - ④ 健全育成委員会

- (2) 令和6年度宮城県PTA連合会決算及び監査報告
 - 1) 会計決算報告
 - 2) 会計監査報告
- (3) 令和6年度宮城県PTA連合会安全互助事業報告

5 議 事

- (1) 第1号議案 令和6年度報告事項の承認
- (2) 第2号議案 令和7年度活動方針案について
- (3) 第3号議案 令和7年度事業計画案について
 - 1) 事業と会議
 - 2) 各専門委員会事業
 - ① 総務財政委員会
 - ② 成人教育委員会
 - ③ 調査広報委員会
 - *インターネット委員会
 - ④ 健全育成委員会
- (4) 第4号議案 令和7年度会計予算案について
- (5) 第5号議案 令和7年度会長、副会長並びに監事の承認
- (6) その他

6 前役員代表のあいさつ

7 新役員代表のあいさつ

8 閉会のあいさつ

9 閉 会 宣 言

報告(1) I (公益社団法人) 日本PTA全国協議会関係

☆ 浅野 直美 会長 ※外部機関連携委員会

期日 ・ 会場	会議 ・ 事業名等	内 容
令和6年6月19日(水) 国立オリンピック記念 青少年総合センター	定時総会 浅野直美 会長	・ 令和5年度事業報告について ・ 令和5年度収支決算報告について ・ 理事の選任について 他
令和6年6月20日(木) 国立オリンピック記念 青少年総合センター	協議会代表者研修会 浅野直美 会長	・ 参加者の自発的意思に基づくPTA活動 ※文部科学省 高木秀人 氏 ・ 学校とPTAの関わり方 ※全国連合小学校長会 松原修 氏 他
令和6年7月18日(木) 国立オリンピック記念 青少年総合センター	ブロック協議会会長会 委員会 事務局長研修会 協議会連絡会 浅野直美 会長 佐藤 事務局長	・ 文部科学省より行政説明 *教育分野におけるDXの推進 等 ・ 「日本PTA」について ・ 令和6年度事業方針に関して ・ 公益目的事業の概要に関して ・ 日本PTA関係団体について ・ 第72回日P川崎大会について ・ 第73回日P石川大会について
令和6年7月19日(金) 国立オリンピック記念 青少年総合センター	協議会代表者会 協議会研修会 浅野直美 会長 平吹淳 副会長 尾坪博史 副会長 佐藤 事務局長	・ 各委員会報告 ・ 文部科学省より行政説明 *教師を取り巻く環境整備について ・ *部活動の地域連携と地域スポーツ・文化芸術環境の整備について ・ *参加者の自発的意思に基づくPTA活動について ・ グループディスカッション
令和6年8月23日(金) ～24日(土) 川崎市とどろきアリーナ	第72回日本PTA全国 研究大会川崎大会 *メインテーマ ・ 社会の大きな変化を学び、進化を考えるPTA活動 ・ 自己肯定感を高め合い、活力あるPTA活動 ・ 誰も取り残さない、居場所を大切にするPTA活動 ◆参加者 延べ6,000名 ※県P参加者 26名	23日 ・ 特別第1【日P】 *今日的課題 ・ 全体基調講演 ～誰もが幸せに暮らせる社会の実現に向けて～ 講師：フリースクールたまりば理事長 西野 博之 氏 ・ 特別第2【文科省】 *地域／人権 ・ セッション① 「多様性」 24日 ・ セッション② 「家庭教育」 ・ セッション③ 「学校／地域」 ・ 記念講演 ～ウェルビーイングを社会に広げることの大切さ～ 講師：EVOL株式会社代表取締役 CEO 前野 マドカ 氏 ・ 閉会行事 ・ 大会宣言

期日 ・ 会場	会議 ・ 事業名等	内 容
令和6年10月17日(木) 国立オリンピック記念 青少年総合センター	委員会・協議会代表者会 浅野直美 会長	・ 外部機関連携委員会 ・ 協議会代表者会 ＊グループディスカッション 「日Pのあるべき姿・役割・目的」 「日Pへの要望・意見・改善提案」 ・ 再発防止委員会について ・ 国内研修事業について
令和6年11月15日(金) ホテルニューオータニ	年次表彰式 受賞者・会長・事務局長 等 10名出席	・ 日本PTA全国協議会長団体表彰 2団体 富谷市立成田中学校PTA 大崎市立敷玉小学校PTA ・ 日本PTA全国協議会長個人表彰 4名 平吹淳, 八木昌太郎, 三浦麻美, 齋藤哲夫
令和7年2月13日(木) 国立オリンピック記念 青少年総合センター	委員会・臨時総会・協議 会代表者会 浅野直美 会長	・ 臨時総会 ＊公益法人制度改革に伴う外部理事 及び外部監事設置の義務化に係る 規程整備 ・ 内閣府勧告について ・ 各委員会報告 ・ 能登半島地震支援金について 他

Ⅱ 東北ブロックPTA協議会関係

期日 ・ 会場	会議 ・ 事業名等	内 容
令和6年6月14日(金) ～15日(土) ホテル青森	第1回 東北ブロックPTA協議会 浅野直美 会長 佐藤 事務局長	・ 令和5年度会務及び決算報告 ・ 令和6年度組織及び行事予定 ・ 第56回日本PTA東北ブロック研究 大会東青大会について ・ 第57回日本PTA東北ブロック研究 大会仙台大会の進捗状況について ・ 令和6年度東北P表彰者について ・ 情報交換 他
令和6年9月6日(金) ホテル青森	第2回 東北ブロックPTA協議会 浅野直美 会長 平吹 淳副会長 尾坪博史副会長 佐藤 事務局長	・ 日P, 東北P連関係報告 ・ 令和6年度日P, 東北P行事予定 ・ 第56回日本PTA東北ブロック研究 大会東青大会関係について ・ 第57回日本PTA東北ブロック研究 大会仙台大会進捗状況について ・ 情報交換 他 ・ レセプション

期日 ・ 会場	会議 ・ 事業名等	内 容
令和6年9月7日(土) ～8日(日) リンクステーション青森 他	第56回日本PTA東北 ブロック研究大会東青大 会 *大会テーマ 『子どもを感動させろ、子 どもを感動させるには おまえ自身が感動しな きゃいかん。そのために は学びをとめるな。』 ～全ては子どもたちの笑 顔のために～ ◆参加者 1,872名 *現地 1,137名 *オンライン 735名 ※県P参加者 55名 *現地 54名 *オンライン 1名	7日：絆コード交換タイム，分科会 *5・特別分科会 ・「実践発表」，「現状と課題」「討議」 等 8日：全体会 ・アトラクション ・絆コード交換タイム ・開会行事 *表彰式 等 ・記念討論会 ・大会宣言
令和6年11月14日(木) 日P会館	東北・北海道ブロック連 絡調整会議 浅野直美 会長	・各協議会における専門委員会の運営課 題 ・安全互助会への加入状況と課題 ・次年度ブロック代表理事の選出 ・役員選考委員の選出 ・情報交換 他
令和6年12月6日(金) ～7日(土) ホテル青森	第3回 東北ブロックPTA協議会 浅野直美 会長 佐藤 事務局長	・日P，東北P協関係報告 ・第56回日本PTA東北ブロック研究 大会東青大会の反省 ・第57回日本PTA東北ブロック研究 大会仙台大会について ・第58回日本PTA東北ブロック研究 大会秋田大会の進捗状況 ・情報交換 他
令和7年1月31日(金) ～2月 1日(土) ホテルJALシティ仙台	第4回 東北ブロックPTA協議会 浅野直美 会長 佐藤 事務局長	・日P，東北P協関係報告 ・第57回日本PTA東北ブロック研究 大会仙台大会実施計画案について ・第58回日本PTA東北ブロック研究 大会秋田大会の進捗状況 ・令和7年度東北P事業計画案について ・令和7年度日P年間会議案について ・情報交換 他

Ⅲ 宮城県 PTA 連合会 活動報告

月 日	曜	会 場	事 業 名	内 容
5 月 25 日 15:00	土	青年会館 大会議室	代議員会事前打合せ	・代議員会の進行等について
			令和 6 年度代議員会	・令和 5 年度事業経過報告 ・令和 6 年度活動方針案について ・令和 6 年度事業計画案について ・令和 6 年度会計予算案について ・令和 6 年度役員の承認 他
6 月 22 日 12:30 14:30	土	青年会館 第 2 会議室	第 1 回常任理事会	・令和 6 年度活動方針について ・令和 6 年度事業計画について ・第 19 回単位 P T A 会長会について ・地区 P 連活動援助費について ・理事会・専門委員会等について 他
		青年会館 大会議室	第 1 回理事会	・令和 6 年度活動方針及び事業計画 ・地区 P 連活動援助費について ・専門委員会の活動と構成メンバー ・第 19 回単位 P T A 会長会について ・各種応募関係について 他
7 月 4 日 14:30	木	青年会館 多目的ホール	地区事務長会議	・令和 6 年度活動方針及び事業計画説明 ・文書・印刷物の発送と事務連絡方法 ・地区 P 連活動援助費の使用方法等について ・P T A 諸表彰関係申込み手続について 他
7 月 10 日 9:00	水	青年会館 第 2 会議室	「P T A みやぎ第 193 号」 発行	◇発行部数 6,100 部
7 月 29 日 13:30	月	東北自治総合 研修センター [富谷市]	宮城県 P T A 指導者中 央研修会 ※県教委との共催事業	*講演 演題:「夢は生きる」 ～波乱万丈、娘は元アイドル～ 講師:フリーアナウンサー 菅原 美話 氏
8 月 3 日 10:30	土	青年会館 第 2 会議室	第 2 回常任理事会 起草委員会	・第 73 回宮城県 P T A 研究大会東松島 大会役割分担等について ・第 72 回日 P 全国研究大会川崎川大会 について ・第 56 回日 P 東北ブロック研究大会東 青大会について ・第 19 回単位 P T A 会長会について ・優良 P T A ・三行詩コンクール表彰結 果について 他 ・起草委員会

月 日	曜	会 場	事 業 名	内 容
9 月 21 日 13:30	土	青年会館 多目的ホール	第 2 回理事会	・第 73 回宮城県 P T A 研究大会東松島大会の進捗状況と役割分担等について ・第 72 回日 P 全国研究大会川崎川大会の反省・感想等について ・第 56 回日 P 東北ブロック研究大会東青大会の反省・感想等について ・第 19 回単位 P T A 会長会について ・優良 P T A ・三行詩コンクール表彰結果について 他
10 月 27 日 9:00	日	奥松島運動公園 体育館	第 73 回宮城県 P T A 研究大会東松島大会 大会主題 「㊦ろげよう！㊧っこ う・家庭・地域から ㊨んてんの笑顔！㊩ なごう未来へ！」 ◆参加者 5 1 8 名	①オープニングアトラクション ②開会行事：主催者挨拶，表彰式 等 ③基調講演 I 演題「人はどう生きるべきか 一ひらけ未来への道一」 講師：東北福祉大学 学長 千葉 公慈 氏 ④基調講演 II 演題「地域づくりとしての「P T A」活動」 講師：(一社)とちぎ市民共同研究会 廣瀬 隆人 氏 ④閉会行事：大会宣言決議，感謝状贈呈，大会旗引継ぎ 等
10 月 29 日 14:30	火	県庁 第 2 会議室	宮城県教育委員会との 意見交換会	・部活動の地域連携・地域移行の整備状況と課題について ・宮城県 P T A 連合会の取組等について ・情報交換 等
11 月 10 日 10:30	日	青年会館 第 2 会議室	中間監査会	・帳簿，証拠書類，通帳等の監査 ・次年度予算編成に向けての指導助言 他
11 月 10 日 13:00	日	青年会館 第 2 会議室	第 3 回常任理事会	・第 73 回宮城県 P T A 研究大会東松島大会の反省と次年度大会に向けて ・今年度の事業反省と次年度の主な事業予定について ・令和 6 年度役員候補者推薦委員会について ・第 3 回理事会，表彰祝賀会について ・中間会計監査会について 他
11 月 29 日 9:00	金	青年会館 第 2 会議室	「P T A みやぎ第 194 号」 発行	◇発行部数 6,100 部
11 月 30 日 13:30	土	成田公民館 大ホール	第 19 回単位 P T A 会長会 ◆参加者 2 2 2 名	*講演 演題：「育てるなんて，おこがましい」 講師：仙台育英学園高等学校 硬式野球部監督 須江 航 氏

月 日	曜	会 場	事 業 名	内 容
12 月 21 日 15:30	土	ホテル白萩 高砂の間	第 3 回理事会	・ 事業経過報告 ・ 中間会計決算報告, 監査報告 ・ 令和 7 年度の主な事業計画について ・ 令和 6 年度役員候補者推薦委員会について ・ 第 73 回宮城県 P T A 研究大会東松島大会の反省 ・ 地区 P 連活動援助費の使用状況について 他
17:00		ホテル白萩 萩の間	表彰祝賀会	◆ 令和 6 年度優良 P T A 表彰祝賀会 * 文部科学大臣表彰 [県推薦校] ・ 団体 1 * 日本 P T A 全国協議会長表彰 ・ 団体 2 ・ 個人 4 * 東北 P T A 連絡協議会長表彰 ・ 団体 2 ・ 個人 1 0
令和 7 年 1 月 25 日 13:00	土	青年会館 第 2 会議室	第 4 回常任理事会	・ 今年度の事業の反省 ・ 令和 7 年度の主な事業計画について ・ 令和 6 年度役員候補者推薦委員会について ・ 第 73 回日 P 研究大会石川大会について ・ 第 2 0 回単位 P T A 会長会について 他
2 月 28 日 9:00	金	青年会館 第 2 会議室	「P T A みやぎ第 195 号」 発行	◇発行部数 6, 100 部
3 月 22 日 10:00	土	青年会館 多目的ホール	役員候補者推薦委員会	・ 各地区からの役員候補者報告 ・ 役員候補者の推薦協議 ・ 候補者選考 ・ 推薦一覧表作成
4 月 12 日 9:30	土	青年会館 第 2 会議室	会計監査会	・ 決算についての説明 ・ 帳簿, 証拠書類, 通帳の監査 ・ 監査報告書作成 ・ 次年度の予算執行計画について
11:00			予算編成会議	・ 会計監査結果の説明 ・ 予算編成についての配慮事項 ・ 予算案作成
13:00			第 5 回常任理事会	・ 令和 6 年度事業経過報告 ・ 令和 6 年度会計監査報告 ・ 令和 6 年度安全互助事業報告 ・ 令和 7 年度県 P 活動方針案 ・ 令和 7 年度事業計画案 ・ 令和 7 年度予算案 ・ 第 4 回理事会の内容について ・ 令和 7 年度代議員会について 他

月 日	曜	会 場	事 業 名	内 容
4 月 20 日 13:30	日	青年会館 多目的ホール	第 4 回理事会	・ 令和 6 年度事業経過報告 ・ 令和 6 年度会計監査報告 ・ 令和 6 年度安全互助事業報告 ・ 令和 7 年度県 P T A 活動方針案 ・ 令和 7 年度事業計画・予算案 ・ 令和 7 年度代議員会について 他
5 月 10 日 10:00	土	青年会館 多目的ホール	広報紙コンクール審査会	・ 令和 6 年度発行の広報紙 ＊県 P 会長表彰：金賞 銀賞 佳作 ・ 日本 PTA 全国協議会への推薦作品選考 ＊小学校 6 点 ＊中学校 4 点
13:00		青年会館 第 2 会議室	優良 PTA 表彰選考委員会	・ 文部科学大臣表彰，日 P 会長表彰，東北 P 会長表彰候補の個人及び団体の選考
14:00			第 6 回常任委員会	・ 令和 7 年度代議員会の役割分担等 ・ 第 2 0 回単位 P T A 会長会について ・ 令和 7 年度充職分担(案)について ・ 役員調書作成について 他

Ⅳ 各専門委員会 活動報告

【 総務財政委員会 】

* 第1回委員会

※ 6月22日(土) 午後4時～ 宮城県青年会館 第2会議室

1 本年度の役員 ・委員長 齋藤 勇介 ・副委員長 大上 さつき, 石川 悟

2 本年度の活動

(1) 今年度の検討内容の確認

① 今後の財政確保に向けて

※事業の見直し等

② 規約, 規程の改正について

※適宜必要に応じて行っていく。

(2) 年間活動計画について

* 第2回委員会

※ 9月21日(土) 午後3時30分～ 宮城県青年会館 第2会議室

1 今後の財政確保に向けて

※事業の見直し

・「単位PTA会長会」, 「宮城県PTA研究大会」, 「広報紙 PTAみやぎ」, 「表彰祝賀会」等について

* 第3回委員会

※ 11月10日(日) 午後3時～ 宮城県青年会館 第2会議室

1 次年度以降の事業運営について

・今後の予算状況について

2 各種事業内容の見直しについて

・主に, 「宮城県PTA研究大会」, 「単位PTA会長会」, 「広報紙 PTAみやぎ」のあり方について

* 第4回委員会

※ 1月25日(土) 午後3時15分～ 宮城県青年会館 第2会議室

1 各種事業・予算の見直しについて

2 役員候補者推薦委員会の進捗状況について

3 令和6年度の活動の反省等について

4 次年度への申し送り事項について

【 成人教育委員会 】

* 第1回委員会

※ 6月22日(土) 午後4時～ 宮城県青年会館 大会議室

- 1 本年度の役員 ・委員長 木村 奈緒子 ・副委員長 星山 純一郎, 近藤 裕紀
- 2 本年度の活動
 - (1) 第19回単位PTA会長会の実施運営
 - (2) 第20回単位PTA会長会企画立案
 - (3) 理事研修会の検討
- 3 協議事項
 - (1) 第19回単位PTA会長会の役割分担について
 - (2) 令和6年度実施活動計画について

* 第2回委員会

※ 9月21日(土) 午前11時～ 宮城県青年会館 第4会議室

- 1 第19回単位PTA会長会のタイムテーブル並びに役割分担について
- 2 第20回単位PTA会長会開催について * 日時・会場・開催概要等

* 第3回委員会

※ 1月25日(土) 午前10時30分～ 宮城県青年会館 第4会議室

- 1 第20回単位PTA会長会について * 実施計画・開催要項等
- 2 令和6年度の活動の反省等について
- 3 次年度の活動計画(案)について

【 調査広報委員会 】

* 第1回委員会

※ 6月22日(土) 午後4時～ 宮城県青年会館 第4会議室

- 1 本年度の役員 ・委員長 湯山 栄大 ・副委員長 伊藤 拓也, 小坂 健爾
- 2 本年度の活動
 - (1) 「PTAみやぎ」第193号から第195号の企画編集, 記事取材, 発行
 - (2) 広報紙コンクールの周知, 募集, 審査
 - (3) 第73回宮城県PTA研究大会東松島大会実行委員会と連携を密にし情報提供に努める。
 - (4) 日Pアンケート調査協力
- 3 協議事項
 - (1) 「PTAみやぎ」の発行及び掲載について
 - (2) 年間計画について

◆ 「PTAみやぎ」第193号発行 《 6,100部 》 * 7月10日(水)

◇ 第1回インターネット委員会

※ 6月1日(土) 午後1時30分～ 県P事務局

1 本年度の役員 ・委員長 平間 克治 ・副委員長 佐々木 進

2 本年度の活動

(1) サイトリニューアル

(2) サイト運営ルールの徹底

(3) 第73回宮城県PTA研究大会東松島大会実行委員会と連携を密にし大会関係サポートに努める。

○ 日Pからのアンケート調査依頼

『教育に関する保護者の意識調査』 小5・中2の保護者 各40名

◆ 「PTAみやぎ」第194号発行 《6,100部》 *11月29日(金)

◇ 第2回インターネット委員会

※ 1月11日(土) 午後1時30分～ 宮城県青年会館 県P事務局

(1) 令和6年度の活動のまとめと反省等について

(2) 次年度の活動計画(案)について

* 第2回委員会

※ 1月11日(土) 午前10時～ 宮城県青年会館 第4会議室

1 第41回広報紙コンクールについて

2 「PTAみやぎ」第195号の企画

3 令和6年度の活動の反省等について

4 次年度の活動計画(案)について

◆ 「PTAみやぎ」第195号発行 《6,100部》 *2月28日(金)

【 健全育成委員会 】

* 第1回委員会

※ 6月22日(土) 午後4時～ 宮城県青年会館 大会議室

1 本年度の役員 ・委員長 笠原 由佳 ・副委員長 熱海 光太郎, 若附 恵

2 本年度の活動

(1) 三行詩コンクール作品募集と審査

(2) 「いじめゼロ」に向けた啓蒙活動並びに情報発信

(3) 善行篤行児童生徒表彰審査会

*** 第2回委員会**

※ 7月6日(土) 午後1時30分～ 宮城県青年会館 第4会議室

- 1 三行詩コンクール審査会
- 2 令和6年度「健全育成委員会だより」について

*** 第3回委員会**

※ 12月21日(土) 午後1時30分～ ホテル白萩 『菊の間』

- 1 善行篤行児童生徒表彰選考会

*** 第4回委員会**

※ 1月25日(土) 午後3時15分～ 宮城県青年会館 第5会議室

- 1 次年度の「健全育成委員会だより」のテーマについて
- 2 令和6年度の活動の反省等について
- 3 次年度への申し送り事項について

報告(3) 令和 6 年度 宮城県 PTA 連合会安全互助事業報告

※宮城県 P T A 連合会安全互助事業の保険部分は A I G 損害保険株式会社へ委託

1 加入状況

(1) 加入単位 P T A の総数 397

<内訳>

① 小学校 224 校 (未加入 2 校) ② 中学校 116 校 ③ 小中併合 9 校
④ 幼稚園 40 園 ⑤ 特別支援学校 13 校

(2) 加入会員総数 167,490 名

<内訳> ①学 童 86,982 名 ② P T A 会員 80,508 名

2 保険会社受付件数

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの事故受付 845 件

<内訳> 令和 7 年 3 月 31 日支払完了分

① 学校契約団体傷害 610 件 (死亡事故 1 件)
② P T A 団体傷害 14 件
③ P T A 管理者賠償 1 件

※ 治療中で一部支払いや請求書類待ちの事故 151 件

3 助成活動

(1) 地区 P T A 連合会への活動援助補助

4 安全確保活動

(1) 保険会社との連携により年間の事故件数と内容を集計し、情報を発信

5 広報活動

- (1) 保険会社との連携で構築した個人情報保護と請求に係る負担軽減を図るための新たな仕組みについて、リーフレットやホームページ掲載により周知を図る
- (2) 事業内容を A 4 版にまとめたリーフレット「安全互助事業のご案内」を県内単位 P T A における総会等への説明資料として学童数と教職員数分を配付
- (3) 県 P 連ホームページにリーフレットを P D F 掲載し会員の便宜を図る

6 任意加入保険「子ども 24 時間総合保障制度 (AIG 損害保険株式会社)」

(1) 加入者数 6,199 名

(2) 令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日までの事故受付件数 624 件

<内訳> ※ 1 つの事故で複数の支払い事由があるため、合計件数は一致しない。

①けが 561 件 ②賠償 47 件 ③携行品 42 件 ④病気 43 件 ⑤トラブル対応 6 件

令和 6 年度 優良 PTA 団体・個人表彰者一覧

敬称略

※県 P 役員は令和 5 年度役職表示

※一般会員は令和 6 年度役職表示

1 文部科学大臣表彰

【 団体 1 】

- (1) 大崎市立三本木小学校 P T A

2 (公益社団法人)日本PTA全国協議会長表彰

【 団体 2 】

- (1) 富谷市立成田中学校 P T A
(2) 大崎市立敷玉小学校 P T A

【 個人 4 】

- | | |
|---------------------------|--------|
| (1) 宮城県 P T A 連合会副会長 | 平吹 淳 |
| (2) 大崎市立古川東中学校 P T A 顧問 | 八木 昌太郎 |
| (3) 富谷市立富谷第二中学校 P T A 前会長 | 三浦 麻美 |
| (4) 山元町立山元中学校父母教師会顧問 | 齋藤 哲夫 |

3 東北ブロックPTA協議会長表彰

【 団体 2 】

- (1) 川崎町立川崎中学校 P T A
(2) 大崎市立古川第四小学校父母教師会

【 個人 10 】

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 村田町立村田第二中学校父母教師会元会長 | 半 澤 剛 |
| (2) 大崎市立岩出山中学校父母教師会会長 | 曾 根 基 |
| (3) 名取市立下増田小学校父母教師会会長 | 佐 藤 繁 樹 |
| (4) 亶理町立亶理中学校 P T A 顧問 | 佐 藤 英 晃 |
| (5) 丸森町立丸森中学校 P T A 会長 | 菊 地 利 行 |
| (6) 東松島市立宮野森小学校 P T A 顧問 | 門 馬 一 樹 |
| (7) 宮城県 P T A 連合会副会長 | 尾 坪 博 史 |
| (8) 宮城県 P T A 連合会常任理事 | 佐々木 篤 志 |
| (9) 宮城県 P T A 連合会常任理事 | 月 岡 正 博 |
| (10) 宮城県 P T A 連合会事務局長 | 佐 藤 博 明 |

第40回広報紙コンクール入賞団体

《令和5年度発行広報紙》

【小学校の部】

金賞

- ・石巻市立前谷地小学校父母教師会
- ・大崎市立川渡小学校PTA
- ・大崎市立古川第四小学校父母教師会

『かがやき』
『レインボー』
『虹 ～にじ～』

銀賞

- ・栗原市立築館小学校PTA
- ・気仙沼市立気仙沼小学校父母教師会
- ・加美町立東小野田小学校父母教師会

『杉』
『かなえ』
『かけはし』

佳作

- ・白石市立白石第二小学校父母教師会
- ・松島町立松島第二小学校PTA

『はぎ』
『輪』

【中学校の部】

金賞

- ・栗原市立築館中学校PTA
- ・栗原市立栗駒中学校PTA

『大樹』
『トライアングル』

銀賞

- ・川崎町立川崎中学校PTA
- ・富谷市立日吉台中学校PTA

『川崎中学校PTAだより』
『やまなみ』

佳作

- ・気仙沼市立条南中学校父母教師会
- ・大崎市立古川南中学校PTA
- ・美里町立不動堂中学校PTA
- ・蔵王町立円田中学校父母教師会
- ・大崎市立三本木中学校PTA

『じょうなん』
『みなみかぜ』
『かけはし』
『円田中学校 PTA会報』
『かしわ』

議事(2) 令和7年度 宮城県PTA連合会活動方針（案）

本会は、教育を本旨とする民主団体として、不偏不党、自主独立の性格を堅持しながら、相互扶助の精神をもってPTA活動を推進することによって会員の福祉の向上と児童生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

その目的の実現を期するため、本年度は、

地域ぐるみで育てよう、心豊かでたくましいみやぎの子

を主題に掲げ、次のような活動を展開していく。

- 1 「教育の原点は、家庭にある」ことから、親子のふれあい、地域交流等を通して、基本的な生活習慣、豊かな情操、思いやりの心などを育てる活動に努める。
- 2 家庭と学校さらに地域社会を結ぶ協働教育、生きる力を育む志教育の懸け橋として、学校、行政と密なる連携を図りながら、目的意識と主体性をもってPTA活動の展開に努める。
- 3 連合体の活動が円滑に機能するように努めるとともに、今日的な教育課題の情報を収集し周知を図りながら課題解決の活動に努める。

《 本年度の活動重点項目 》

- 1 子育てに関わる今日的な教育課題の情報を会員に適宜提供するとともに、その課題解決を目指した活動を推進する。
- 2 家庭、学校、地域社会及び行政と連携を密にし、心身ともに豊かな子どもを育てるために、あいさつなどの基本的な生活習慣の確立について実践活動を推進する。
- 3 「第74回宮城県PTA研究大会丸森大会」が意義をふまえた大会となるよう実行委員会と連携し準備に当たり、県内PTA会員の心に響く大会となるよう本会の総力を結集し大会の運営に当たる。

議事(3) 令和7年度 宮城県PTA連合会事業計画（案）

I 主催・共催事業

- (1) 第74回宮城県PTA研究大会丸森大会 *10月26日（日）
- (2) 第20回単位PTA会長会 *7月12日（土） [ニュー水戸屋]
- (3) 「PTAみやぎ」第196号～198号発行 *7月・11月・2月
- (4) PTA中央指導者研修会【県教委と共催】
*7月29日（火）：東北自治総合研修センター
- (5) 管内PTA指導者地区研修会【教育事務所と共催】
*仙 台 管 内 *11月 8日（土）：名取市文化会館
*大河原管内 *11月15日（土）：大河原町
- (6) 地区P連セミナー・研修会【地区P連と共催】
- (7) 優良PTA団体・個人表彰
- (8) 広報紙コンクール, 善行篤行児童生徒, 三行詩コンクール, いじめ防止標語コンテスト表彰
- (9) 安全互助事業
 - 1) 地区PTA連合会活動への助成
 - 2) リーフレットやホームページ掲載による事業内容の周知
 - 3) 事故件数や事故内容の集計と事業報告書の作成
 - 4) その他

※ 関連事業

- (1) 第73回日本PTA全国研究大会石川大会 ※8月22日（金）～23日（土）
【25名参加予定】
- (2) 第57回日本PTA東北ブロック研究大会仙台大会 ※9月13日（土）～14日（日）
【120名参加予定】
- (3) 文部科学大臣表彰, 日本PTA全国協議会会長表彰, 東北ブロックPTA協議会会長表彰

II 会 議

- (1) 代議員会 1回
- (2) 理事会 4回
- (3) 常任理事会 6回
- (4) 各専門委員会【総務財政・成人教育・調査広報・健全育成】 各々3回～4回

(5) 安全互助事業委員会	適宜
(6) 会計監査会 [中間・決算]	2回
(7) 予算編成会議	1回
(8) 地区PTA連合会事務長会	1回
(9) 役員候補者推薦委員会	1回
(10) 広報紙コンクール審査会	1回
(11) 三行詩コンクール審査会	1回
(12) 優良PTA団体・個人表彰候補選考委員会	1回
(13) 善行篤行児童生徒表彰選考委員会	1回

Ⅲ 各専門委員会事業

1 総務財政委員会

- (1) 規約、規程の見直し
- (2) 財政運営課題の検討
- (3) 各事業内容の検討
- (4) その他

2 成人教育委員会

- (1) 第20回単位PTA会長会の実施運営
- (2) 第21回単位PTA会長会の企画立案
- (3) その他

3 調査広報委員会

- (1) 「PTAみやぎ」第196号～198号の企画編集, 記事取材・発行
- (2) 広報紙コンクールの周知・募集・審査
- (3) 第74回宮城県PTA研究大会丸森大会実行委員会と連携を密にし大会サポートに努める。
- (4) 日Pからのアンケート調査協力
- (5) その他, 広報に係る活動

※ インターネット委員会

- 1) より効果的なホームページの作成と運用
- 2) マチコミのスムーズな運用の徹底を図る。
- 3) 第74回宮城県PTA研究大会丸森大会実行委員会の大会サポートに努める。
- 4) その他

4 健全育成委員会

- (1) 善行篤行児童生徒表彰の周知・募集・審査
- (2) 三行詩コンクールの周知・募集・審査
- (3) 多様化する児童生徒の教育課題の解決に向けた啓蒙活動並びに情報発信
- (4) その他

令和7年度 行事予定（案）

R7. 5. 1現在

月	日	曜	午 前	日	曜	午 後	日	曜	対外的な事業等
7年				24	土	・代議員会			
5									
6				28	土	・常任理事会① ・理事会① ・第1回専門委員会	13～ 14	金～ 土	・東北ブロックPTA協議会事務局長会議 ・第1回東北ブロックPTA協議会 《 仙台市 》 【日P定時総会】 【日P研修会】
							20 21	金 土	
7	10	木	・「PTAみやぎ」第196号発行	3	木	・地区事務長会	17	木	【日P事務局長会議】
				12	土	・第20回単位PTA会長会 《 ニュー水戸屋 》	17 18 29	木 金 火	【日P委員会・協議会連絡会】 【日P協議会代表者会・研修会】 ・宮城県PTA指導者中央研修会
8	2	土	・常任理事会② ・起草委員会				21 22 23	木 金 土	【日P石川大会レセプション】 【日P石川大会分科会】 【日P石川大会全体会】
9							12 12 13 14	金 金 土 日	・第2回東北ブロックPTA協議会 《 仙台市 》 【東北P仙台大会レセプション】 【東北P仙台大会分科会】 【東北P仙台大会全体会】
				27	土	・理事会②			
10	26	日	・第74回宮城県PTA研究大会丸森大会	22	水	・県教育委員会との意見交換会	16	木	【日P委員会・協議会代表者会】
11	8 28	土 金	・中間監査 ・「PTAみやぎ」第197号発行	8	土	・常任理事会③			
12							1 2 5～ 6	月 火 金～ 土	【北海道・東北ブロック連絡調整会議】 【日P年次表彰式】 ・第3回東北ブロックPTA協議会 《 仙台市 》
				20	土	・理事会③ ・表彰祝賀会			
8年				24	土	・常任理事会④			
1									
2	27	金	・「PTAみやぎ」第198号発行				6～ 7 13	金～ 土 金	・第4回東北ブロックPTA協議会 《 秋田市 》 【日P委員会・協議会代表者会】
3	28	土	・役員候補者推薦委員会						
4	11	土	・会計監査会, 予算編成委員会	11 19	土 日	・常任理事会⑤ ・理事会④			
5	9	土	・広報紙コンクール審査会 ・優良PTA選考第二次審査会 【 文科学科大臣表彰候補 】	9 30	土 土	・優良PTA表彰選考委員会 ・常任理事会⑥ ・代議員会	14	木	【日P委員会・協議会代表者会】

※ 令和8年10月予定 第75回宮城県PTA研究大会塩竈大会

※ 令和8年9月12日(土)～13日(日) 第58回日本PTA東北ブロック研究大会秋田大会

※ 令和8年8月21日(金)～22日(土) 第74回日本PTA全国研究大会奈良大会

議事(5) 令和7年度宮城県PTA連合会会長, 副会長並びに監事の承認

令和7年度 宮城県PTA連合会会長, 副会長並びに監事候補者(案)

	役 職 名		地区 PTA 名	候補者氏名	所属単 P T A 名
1	会 長		遠 田	ひら ぶき あつし 平 吹 淳	美 里 中
2	副 会 長	財 務 担 当	富谷黒川	はた やま かず はる 畑 山 和 晴	成 田 中
3		一 般	名 取	さい とう ゆう すけ 齋 藤 勇 介	ゆりが丘小
4			宮 城	すず き よう いち 鈴 木 洋 市	松ヶ浜小
5			石 巻	き むら な お こ 木 村 奈緒子	石 巻 中
6			富谷黒川	かさ はら ゆ か 笠 原 由 佳	富谷第二中
7		小学校長会代表		は ぶ な お き 土 生 直 樹	松ヶ浜小
8		中学校長会代表		たか はし よし たけ 高 橋 禎 毅	河南西中
9	監 事		丸 森	きく ち とし ゆき 菊 地 利 行	丸 森 中
10			多賀城	ほし やま じゅんいちろう 星 山 純 一 郎	多賀城中
11			大 崎	なか むら かつ み 仲 村 克 己	古 川 中

宮城県PTA連合会規約

第一章 総 則

(名称)

第1条 この会は宮城県PTA連合会と称する。

(事務所)

第2条 この会は事務局を宮城県仙台市宮城野区幸町四丁目5番1号宮城県青年会館内に置く。

(目的)

第3条 この会は、相互扶助の精神をもってPTA活動を推進するとともに会員の福祉の向上を目指し、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

第二章 事 業

(方針)

第4条 この会の事業を推進する上での方針は、次のとおりとする。

- (1) この会は、教育を本旨とする民主団体として不偏不党、自主独立の性格を堅持する。
- (2) この会と目的を同じくする他の団体及び機関の活動に協力する。
- (3) この会を構成する団体及び個人の自主性を尊重する。

(事業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 児童生徒の安全や健全育成に関する活動
- (2) 優良PTA及び善行篤行児童生徒の表彰
- (3) PTA活動に関する研究大会及び研修会の開催
- (4) 教育及びPTA活動に関する調査研究及び広報活動
- (5) 児童生徒及び会員の福祉増進にかかわる業務
- (6) 会員相互の互助給付に関する事業
- (7) 関係機関及び団体との連絡提携
- (8) その他、この会の目的達成に必要な事項

第三章 組 織 及 び 会 員

(組織及び会員)

第6条 この会は、正会員として公益社団法人日本PTA全国協議会に加入する。

- 2 この会は地区別に組織された小学校及び中学校のPTA 連合体（以下地区別連合体と言う）をもって組織し、会員は次のとおりとする。

- (1) 会 員 宮城県内（仙台市を除く）の小学校及び中学校に通学する生徒、児童の保護者並びに教職員

- (2) 準会員 安全互助事業に限り、宮城県内の幼稚園及び特別支援学校PTA会員で、事業の趣旨に賛同し所定の入会手続をした者

第四章 役員及び職員

(役員及び資格要件)

第7条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 7名（小・中学校長会代表各1名、財務担当1名を含む）
- (3) 常任理事 4名
- (4) 理 事 理事定数については別に定める
- (5) 監 事 3名

2 前項の役員は、第6条第2号で定める会員でなければならない

(役員を選任)

第8条 前条の役員のうち会長、副会長、監事は別に定める役員候補者推薦委員会において推薦し、代議員会の承認を得るものとする。

- 2 常任理事は、理事または理事を経験した者の中から会長が委嘱する。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。
- 3 理事は、地区別連合体を代表する者及び会長委嘱の理事をもってあてる。
- 4 常任理事及び理事並びに監事に欠員が生じたときは、理事会において後任者を選任する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、補欠により選任された役員は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任を妨げない。ただし、会長、副会長の通算期間は6年を限度とする。
- 3 監事は通算3年を限度とする。

(役員の職務)

第10条 会長は、会務を統理し、この会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がこれを代理する。
- 3 副会長のうち、財務担当はこの会の会計をつかさどる。
- 4 常任理事は、各専門委員会の委員長を務める。
- 5 理事は、重要事項について審議するとともに、会の運営にあたる。

(監事の職務)

第11条 監事は、この会の業務執行及び財産状況を監査する。

- 2 定期監査は会計年度の中間及び期末について行う。ただし、監事が必要と認める場合は、臨時に監査することができる。
- 3 前項の監査の結果は理事会及び代議員会で報告しなければならない。
- 4 監事は監査の結果、業務執行及び財産状況に是正が必要と認めた場合は、理事会及び代議員会において具申できることとする。

5 監事は、業務執行及び財産状況について、この会の規約、規程から大きく逸脱する事実があった場合は、理事会または代議員会に報告しなければならない。

6 前項の報告をするため必要があるときは、理事会または代議員会を招集することができる。
(事務局職員)

第12条 この会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

3 職員の服務及び給与については、別に定める。

第五章 顧問

(顧問)

第13条 この会に顧問を置くことができる。顧問は会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べる
ことができる。顧問は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

第六章 会議

(会議の種別)

第14条 この会の会議は、代議員会、理事会、常任理事会及び正副会長会とする。

(代議員会の種別)

第15条 代議員会は、通常代議員会及び臨時代議員会とする。

(代議員及び定数)

第16条 代議員は、地区別連合体を代表し、この会の重要事項を審議決定する。

2 代議員の定数は、地区別連合体に加入している単位PTA数及び会員数に応じて別に定める。

(代議員会の招集)

第17条 通常代議員会は、毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に理事会の決定を受け、会長が招集する。

2 理事会が必要と認めたときは、会長が招集する。

3 前項によらず4以上の地区別連合体から会議に付すべき事案を示して代議員会の開催要求があったときは、30日以内に会長が臨時代議員会を招集しなければならない。

4 代議員会の招集は、少なくとも20日以前に、その会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(代議員会の議長)

第18条 代議員会の議長は、出席した代議員の互選により選出する。

(代議員会の議決事項)

第19条 代議員会はこの規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) この会の事業計画及び収支予算についての事項
- (2) この会の事業報告及び収支決算、剰余金の処分についての事項
- (3) 負担金に関する事項
- (4) 規約の改廃に関する事項
- (5) その他この会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

(代議員会の定足数)

第20条 代議員会は、地区別連合体及び代議員の半数以上の出席をもって成立し、議決は、出席代議員の過半数による。可否同数のときは議長が決する。

(議事録)

第21条 代議員会の議事録は書記が作成し、出席者2名の署名を受ける。

2 代議員会の書記及び議事録署名委員は議長が指名する。

(理事会の構成)

第22条 理事会は会長、副会長、常任理事及び理事をもって構成し、必要に応じて監事並びに顧問を加えることができる。ただし、監事及び顧問は議決に加わることはできない。

(理事会の招集)

第23条 定例の理事会は会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は、4人以上の理事から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を、会長が招集しなければならない。

2 理事会の議長は会長、若しくは会長が指名した者があたる。

(理事会の定足数等)

第24条 理事会は、構成員の半数以上の出席をもって設立し、議決は、出席者の過半数による。可否同数のときは議長が決する。

2 理事はやむを得ない事由により理事会を欠席する場合は、所属する地区別連合体において当該理事に準ずる代理者を出席させることとする。

3 理事が理事会を欠席する事由が長期にわたる場合は、地区別連合体の定めるところにより後任者を選定し、その事由を付して理事会に報告しなければならない。

(理事会の議決事項)

第25条 理事会はこの規約で定めることのほか、次の事項を議決する。

- (1) 代議員会に附議すべき事項
- (2) 役員の選任についての事項
- (3) 代議員会から付託された事項
- (4) 補正予算についての事項
- (5) 諸規程の制定、変更及び廃止についての事項
- (6) その他この会の運営に必要と認められる事項

(常任理事会及び正副会長会)

第26条 常任理事会及び正副会長会は、会長が招集し、議長には会長、若しくは会長が指名した者があたる。

- 2 常任理事会及び正副会長会は、理事会より付託された事項について審議し施行する。
- 3 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成する。
- 4 正副会長会は、会長、副会長をもって構成する。

第七章 委 員 会

(専門委員会)

第27条 この会に次の委員会を置く。

- (1) 総務財政委員会
- (2) 成人教育委員会
- (3) 調査広報委員会
- (4) 健全育成委員会

2 前項の委員会の所掌事項は別に定める。

3 委員の選出その他委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(安全互助事業委員会)

第28条 この会の安全互助事業の運営に関し、推進委員会を置く。

2 前項の委員会の所掌事項は別に定める。

3 委員の選出その他委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(特別委員会)

第29条 この会の事業を遂行するために必要のある時は、理事会の議決を経て、特別委員会を置くことができる。

2 委員の選出その他委員会の運営に関する事項は、別に定める。

第八章 会 計

(会計の種別)

第30条 この会に、宮城県PTA連合会一般会計のほか必要に応じ特別会計を置く。

(一般会計)

第31条 この会の経費は、単位PTAの負担金及び寄付金その他の収入をもってあてる。

2 負担金の算定及び徴収方法については、別に定める。

3 安全互助給付にかかる収支内訳は別に計算書を作成し、この規約で定める必要な会議に提示する。

(特別会計)

第32条 特殊な事業に要する費用は、これを特別会計とし、別に予算を編成することができる。

2 特別予算は、その目的及び予算規模について代議員会の承認を得るとともに、運用については理事会の承認を得て別に定める。

(基金)

第33条 この会の目的達成及び運営に必要があるときは、その基金を置くことができる。

2 必要な基金及びその運用に関する事項は、理事会の承認を得て別に定める。

(補正予算)

第34条 この会の経理は代議員会で議決された予算に基づいて行う。ただし、必要が生じた補正予算は理事会の承認を得なければならない。

(費用弁償)

第35条 この会の役員並びに会議出席者の費用弁償は別に定める。

(会計年度)

第36条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり,翌年3月31日に終わる。

第九章 委 任

第37条 この規約に定めるもののほかに,会の運営に関して必要な事項は規程で定める。

付 則

(施行期間)

この規約は,昭和23年5月15日から施行する。

(規程内名称)

各規程内において「規約」とあるのは,宮城県PTA連合会規約とする。

各規程内における本会の名称は県P連とする。

改 正 沿 革

昭和23年5月15日 制定

平成18年6月 3日 改正

平成21年6月 6日 改正

平成22年6月 5日 改正

平成23年6月 4日 改正

平成29年5月27日 改正

宮城県PTA連合会規程

1 負担金に関する規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第31条第2項で定める負担金について定める。
- 第2条 単位PTAにおける負担金算定方式は、200円に、毎年5月1日現在の単位PTAの小・中学校児童生徒在籍数に0.9を乗じた金額と、1単位PTA当たり2,000円とする。ただし、10円未満は切上げとする。
- 第3条 負担金は、所定の金額を単位PTAの引落とし希望日に引落す。会費の残金は、9月末日までに納入することとする。

2 委員会規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第七章委員会で定めることのほか、必要な事項について定める。
- 第2条 規約第27条で定める専門委員会の所掌事項については次のとおりとする
- (1) 総務財政委員会
PTAの組織、運営、財政、表彰、安全互助事業に関する事項
 - (2) 成人教育委員会
会員の研修、生涯学習、研究大会の開催に関する事項
 - (3) 調査広報委員会
教育一般に関する調査研究及び広報並びにインターネット委員会に関する事項
 - (4) 健全育成委員会
児童生徒の安全対策、健全育成及び教育環境の整備促進に関する事項
- 第3条 専門委員会の委員は理事会の成員で構成し、会長が委嘱する。
- 第4条 専門委員会には、会長委嘱による委員長1名、互選による副委員長2名を置く。
- 第5条 専門委員会の委員長は、規約で定める会議において、委員会の運営状況を報告しなければならない。
- 第6条 専門委員会の委員長は、必要に応じ参考意見を得るため、委員会の構成員以外の識者を招聘することができる。
- 第7条 県P連の副会長は、各専門委員会の担当役員となる。
- 第8条 規約第28条に定める推進委員会は、安全互助事業運営全般について協議し、その推進にあたる。
- 第9条 特別委員会は会長の諮問に応じ、付託された事項について調査審議する。
- 第10条 特別委員会は、正副会長及び常任理事をもって構成し、会長がこれを委嘱する。
- 第11条 特別委員会には、会長委嘱による委員長1名、互選による副委員長1名を置く。
- 第12条 特別委員会の委員長は、必要に応じ参考意見を得るため、委員会の構成員以外の者を招聘することができる。

3 表彰規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第5条第2号について必要な事項を定める。
- 第2条 県P連はP T Aの向上発展及び社会教育の振興に寄与し、その功績顕著な単位P T A及び個人を会長名をもって表彰する。
- 第3条 表彰の選考については、概ね次の基準により、会長に内申するものとする。
- (1) 長年にわたり役員として又は会員として、会の向上発展のために尽し、その功績顕著なるもの
 - (2) 日常生活態度が民主的であって、会員の範とするに足るもの
 - (3) 教育の振興に熱心であって、奉仕的精神に富むもの
 - (4) 会の運営が民主的であって、P T A本来の使命達成に務め、実績顕著なるもの（団体）
 - (5) 県P連の役員として会の発展に功績あるもの
- 第4条 表彰者の数は、次のとおりとする。
- (1) 団体 地区別連合体に加入している単位P T A数が20団体までは、1単位P T A以内とし、20団体を越える場合は、1団体から20団体まで増すごとに、1単位P T Aを加えることができる
 - (2) 個人 単位P T A1名以内とする。併設校及び分校については、別に考慮することができる。この表彰は、小・中学校を通じて1回限りとする。地区別連合体の事務長が、事務長職を退く時は感謝状を贈呈する
- 第5条 表彰の選考は、地区別連合体に委任する。ただし、本規程第3条第5号については、その役職を退く時にこれを表彰する。
- 第6条 表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行う。
- 第7条 団体表彰は、県P T A研究大会において行い、個人表彰は、地区別連合体に委任する。
- 第8条 文部科学大臣、宮城県教育委員会、日本P T A全国協議会及び東北P T A連絡協議会等からの表彰者については、選考委員会に諮って内申するものとする。
- 第9条 選考委員会は、宮城県教育庁生涯学習課より1名、会長、副会長及び事務局長をもって構成する。

4 児童生徒表彰規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第5条第2号のうち、児童、生徒の表彰に関する事項を定める。
- 第2条 教育の実績向上の一助として、特に顕著な善行又は篤行のある小・中学校児童生徒を、会長名をもって表彰する。
- 第3条 表彰の選考は、単位P T A・父母教師会会長の推薦により、次項の選考委員会において行う。
- 2 選考委員会は、会長、健全育成委員会担当副会長並びに健全育成委員をもって構成する。
 - 3 選考は、1月下旬までに終了するものとする。ただし、緊急の場合は、その都度対応する。
- 第4条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

5 役員候補者推薦委員会規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第8条の規定に基づき、役員候補者の推薦に関し必要な事項を定める。
- 第2条 推薦委員会は、各教育事務所及び地域事務所管内の各地区別連合体より1名の委員と県P連事務局長をもって構成し、代議員会（役員改選日）以前に開催する。
- 2 推薦委員は、当年度及び前年度の役員より選ぶものとする。ただし、該当者なき場合は、地区別連合体の推薦する者とする。
- 第3条 会長及び副会長候補者の資格は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、副会長または常任理事を経験している者
- (2) 副会長は、理事若しくは監事を経験している者、又は単位PTAの同意を得て地区別連合体より推薦される者。ただし、副会長「小・中学校長会代表各1名」は、小・中学校長会に推薦を依頼する。
- 第4条 監事は、会長、副会長及び理事以外の者より推薦する。
- 第5条 推薦委員は、役員の候補者になることができない。
- 第6条 推薦委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、互選により委員長を選出する。
- 第7条 会長、副会長及び監事候補者の推薦手順は次のとおりとする。
- (1) 委員長は、各委員より候補者の推薦を受ける。
- (2) 役職ごとに該当数に調整する。
- (3) 副会長及び監事は、教育事務所及び地域事務所管内を考慮して推薦する。
- 第8条 推薦委員会は、秘密会とする。

6 費用弁償規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第35条の規定に基づき、役員並びに会議出席者に対する費用弁償に関し必要な事項を定める。
- 第2条 この会の用務により出張する場合には、受給者の所属する単位PTAの所在地から用務地までの費用を対象とする。
- 第3条 費用弁償の算出は、次のとおりとする。
- (1) 受給者の所属する単位PTAの所在地から用務地までの距離を支給対象とし、1km当たり15円とする。また、用務地まで片道50km以上の距離がある場合に高速料金を支給する。または高速道路を利用することによって片道30分以上の時間短縮が見込まれると認められる場合に高速料金を支給することができる。
- (2) 受給者が、県外に出張する場合は、鉄道運賃は普通料金とし、最短距離により算出する。ただし、100kmを越える場合は、急行、特急、新幹線料金を支給する。また、時間効率を考慮し航空費を支給する。
- (3) 日当は、半日1,500円、一日3,000円とする。
- (4) 用務により宿泊する場合は、主催者の提示する宿泊料を支給する。ただし、県外の場合は別に3,000円を加給する。

7 職員服務,給与及び退職等についての規程

- 第1条 この規程は,県P連規約第12条第3項の規定に基づき,職員の服務,給与及び退職等について必要な事項を定める。
- 第2条 職員は規約,規程等に基づき,上司の命令に従い職務に専念し,事務の能率の向上に努めなければならない。
- 第3条 職員の勤務時間は,事務局長は週30時間,他の職員は週24時間とし,1日の勤務時間は午前9時から午後4時までとする。
- 第4条 休日は,土曜,日曜,祝祭日及び年末年始(12月28日～1月7日)とする。
- 第5条 会長は事務に支障のない範囲内で,その事由により有給休暇及び特別休暇を与えることができる。
- 第6条 職員は,定年に達したときは,定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。
- 第7条 事務局長の定年は,年齢70歳とする。
- 2 事務局員の定年は,年齢60歳とする。ただし,本人の希望により,1事業年度区切り更新で年齢70歳まで延長することができる。尚,健康面等に何らかの問題がある場合はその限りではない。
- 第8条 給与は基本給及び調整給とする。支給額及び支給率は理事会に諮ってこれを定める。
- 2 給与の定期昇給は事務局長を除き,55歳までとする。
- 3 通勤手当は宮城県人事委員会規則に準じて支給するものとする。
- 第9条 負傷又は病気のための休暇中の給与は,退職を命ぜられた月より3か月は退職前の10分の4とする。
- 第10条 職員の退職に当たっては,退職積立金より退職慰労金を支給する。
- 2 退職慰労金は次の式で計算する。ただし100円未満は切り上げとする。
- 退職金 = (退職時の基本給) × 勤務年数
- 第11条 この会の用務により出張する場合は,宮城県教育委員会旅費規程に準じて旅費を支給するものとする。詳しくは別に定める旅費細則による。

8 アドバイザー設置規程

- 第1条 この規程は,県P連が,要請に応じてアドバイザーを派遣し,P T Aの組織の強化,活動の促進に寄与しようとするものである。
- 第2条 アドバイザーには,この会の会長及び副会長経験者が当たる。
- 2 アドバイザーの任期は2年とする。
- 第3条 アドバイスの領域は次のとおりとする。
- (1) P T Aの組織運営,予算
 - (2) 家庭教育
 - (3) 成人教育
 - (4) 青少年健全育成
 - (5) P T A新聞づくり
 - (6) 地区セミナー

(7) その他

第4条 アドバイザーの派遣は、原則として、単位PTA及び郡市町村PTA連合会の主催事業とする。

第5条 アドバイザーは、原則として奉仕活動とする。

2 県P連は、費用弁償規程による旅費日当を負担する。ただし、宿泊を要する場合の宿泊費は、主催者において負担するものとする。

3 要請したPTAは、謝金 5,000 円を負担する。

9 慶弔に関する規程

第1条 県P連が行う慶弔については、この規程による。

第2条 単位PTA及び地区別連合体の記念式典等に招待された場合、正副会長会に諮って慶意を表する。

第3条 次のような場合は正副会長会に諮って弔意を表する。

(1) 歴代会長及び関係機関、関係団体の責任者が死亡した場合

(2) 本会の役職員の直系尊属が死亡した場合

第4条 この会の役員及び職員が長期入院の場合、正副会長会に諮って見舞いの仕方を決める。

第5条 その他、特別な事情がある場合、正副会長会に諮って決める。

10 基金管理に関する規程

第1条 この規程は、県P連規約第33条第2項に基づき、基金及びその運用に関する事項を定める。

第2条 基金は運営基金、事業補助基金、県P連財産・備品取得基金とする。

第3条 運営基金は、年度当初から予算の確定する代議員会までの暫定予算執行及びその他の事業執行を円滑に実施することを目的とする。

2 運営基金は、その目的により、本会計予算の支出に対する一時立替払いするものであり、本会計予算の収入が確保され次第、速やかに一時立替払い分を積戻しする。

第4条 事業補助基金は、安全互助事業等支出準備金や、その他の事業でやむを得ず不足金が生じる場合に充当するものとする。

2 事業補助基金の取り崩しまたは積み立ての場合は本会計予算または特別会計予算の会計処理を経て行うものとする。

第5条 県P連財産・備品取得基金は、事務所の維持・確保、備品等の取得が必要となった場合に充当するものとする。

2 県P連財産・備品取得基金の取り崩しまたは積み立ての場合は、本会計予算または特別会計予算の会計処理を経て行うものとする。

1 1 インターネット委員会規程

- 第1条 この会をインターネット委員会と称し、県P連調査広報委員会の所管とする。
- 第2条 県P連の目的達成のため、P T A活動に係る公正なインターネット情報を提供する。
- 第3条 この会の活動は、次のとおりとする。
- (1) 県P連ホームページの開設とその管理運営
 - (2) P T A活動のインターネット情報による情報交換の推進
- 第4条 インターネット委員会の委員は若干名とし、理事会に諮り会長がこれを委嘱する。
- 2 この委員会はインターネットに関する専門的知識を要することから、会員以外の委員も選出できることとする。
- 第5条 インターネット委員会の委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
- 第6条 インターネット委員会には委員長1名、副委員長1名を置く。
- 2 委員長、副委員長は委員の互選により選出し、会長がこれを委嘱する。
- 第7条 委員に対する費用弁償は、県P連の費用弁償に準ずる。
- 2 県P連の費用弁償規程に該当しない費用に対する費用弁償は、委員一人当たり年額 20,000円とする。

1 2 P T A研究大会開催規程

- 第1条 この規程は、県P連規約第5条第3号に基づき、「P T A研究大会」の開催に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 この大会は、各大会毎に研究テーマを設けて、その研究テーマを追求する。
- 第3条 この大会の開催内容の指針は、次のとおりとする。
- (1) P T A活動について研究、研修をする。
 - (2) 教育に関する研究・研修又は教育情報に関する情報交換をする。
 - (3) 会員相互の親睦・交流を図る。
- 第4条 この大会の開催地は宮城県教育事務所単位における輪番制とし、「開催地輪番表」による。
北部（令和4年度）⇒仙台（令和5年度）⇒東部（令和6年度）⇒大河原（令和7年度）
⇒仙台Ⅰ（令和8年度）⇒北部（令和9年度）⇒東部・気仙沼Ⅰ（令和10年度）⇒
仙台Ⅱ（令和11年度）⇒東部・気仙沼Ⅱ（令和12年度）⇒大河原（令和13年度）
- 第5条 この大会を運営するために、県P連並びに開催地P T Aにより実行委員会を設ける。
- 2 実行委員会は、この大会の主管となり、開催趣旨並びに開催内容の指針に基づきその企画・運営にあたる。
- 3 実行委員会は、この大会の開催概要案を県P連理事会に示し、承認を得る。
- 4 実行委員会は、この大会の終了後、県P連理事会に事業報告をする。
- 第6条 県P連と実行委員会は、連絡調整を密にし、共同してこの大会を運営する。
- 第7条 この大会経費は、県P連事業費並びに参加者負担金、その他収入をもって当てる。
- 第8条 この大会の事務は、県P連事務局並びに実行委員会事務局において行う。
- 2 事務負担については、事務分担表による。
- 第9条 この大会準備のために、開催地P T Aにより準備委員会を設けることができる。

- 2 県P連と準備委員会または開催地PTAは、十分に協議・調整を行い、実行委員会の設立にあたる。

1 3 宮城県PTA連合会ホームページ管理規程

第1条 この規程は、県P連が開設するホームページの管理、運営について必要な事項を定める。

第2条 この規程においてホームページとはインターネット ウェブサイト miyagi-pta.gr.jp ドメイン内で公開するすべての情報をいう。

- 2 この規程において情報提供者とは、県P連に関係する情報を持つ者または組織をいう。

第3条 県P連と会員相互の情報交換の場を提供すること、及び会員に対する情報提供を目的としてホームページを開設する。

第4条 ホームページの管理、運営における最高責任者は県P連会長とする。

第5条 ホームページの管理、運営における主管組織は調査広報委員会とする。

- 2 主管組織はホームページ管理、運営に関し日常的作業をインターネット委員会に委託することとする。

第6条 ホームページの基本的な構成は調査広報委員会、体裁、デザインはインターネット委員会が定める。

- 2 情報提供者はインターネット委員会に掲載を希望するデータを送付するものとする。

- 3 インターネット委員会委員は、データ掲載の可否を掲載基準に照らし判断し、速やかにホームページに掲載するものとする。

- 4 掲載された内容に関する文責は情報提供者が負うものとし、当該ページ内に文責者を記す。あきらかな誤字、脱字については、インターネット委員会で訂正することが出来る。

- 5 不要となったデータの取り扱いはインターネット委員会又は調査広報委員会が判断し削除することが出来る。

- 6 調査広報委員会は自ら積極的に情報収集につとめ、県P連関係者はホームページ運営に協力するものとする。

第7条 ホームページに掲載する情報は次に掲げる全ての事項を満たすものとし、疑義ある場合は調査広報委員会又は正副会長会が判断する。

- (1) 県P連及びホームページ開設の目的に反しないこと。
- (2) 公序良俗に反しないこと。
- (3) 個人情報（住所、電話番号、生年月日など）が保護されていること。
- (4) 顔写真等については本人の同意があること。但し、スナップや集合写真を除く。

第8条 ホームページ内にリンクを張る場合は次に掲げる全ての事項を満たすものとし、疑義ある場合は調査広報委員会又は正副会長会が判断する。

- (1) 県P連及びホームページ開設の目的に反しないこと。
- (2) 公序良俗に反しないこと。
- (3) 相手先サイトの承諾があること。

第9条 ホームページ内に掲示板を設置する場合、インターネット委員会は第7条の各項に準じた基準により責任を持って管理しなければならない。

1 4 安全互助事業規程

第1条 この規程は、県P連規約第5条第6号の活動を行うために必要な事項を定める。

第2条 この事業の加入対象者は次のとおりとする。

- (1) 規約第6条に定める会員及び準会員
- (2) 前項の代理人
- (3) 小学校及び中学校、幼稚園に所属する会員並びに準会員の子（以下「学童」という）

2 この事業への加入及び負担金の納入については細則で定める。

第3条 この事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 健康・安全教育と安全対策の推進
- (2) 学童の学校管理下外における事故に対する補償
- (3) 会員のPTA活動中における事故に対する補償
- (4) PTA活動に伴う賠償責任に対する補償
- (5) PTA活動への助成

第4条 この規程の第3条の事業を推進するため、規約第28条に基づく推進委員会を置く。

第5条 この事業の運営のために必要あるときは、安全互助事業特別委員会を置くことができる。

2 安全互助事業特別委員会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第6条 学童とPTA会員の支払対象となる傷害の範囲及び保険金額は保険会社と締結した約款による。

第7条 PTA活動に伴う賠償責任補償は、保険会社と契約して行う。

2 賠償責任の範囲と補償額は、保険会社と締結した約款により決定する。

第8条 この事業の経理は代議員会で決議した予算に基づいて行う。ただし、必要が生じた補正予算は理事会で承認を得なければならない。

第9条 この事業の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10条 この事業を廃止するときは、理事会内に処理委員会を設置して審議し、その結果を代議員会に提案して、代議員会の議決を経なければならない。

第11条 この規程で定めることのほか、事業の運営上必要なときは、理事会の議決を経て細則を定めることができる。

1 5 代議員及び理事に関する規程

第1条 この規程は、県P連規約第7条第4号及び第16条第2項に基づき、代議員並びに理事の定数等を定める。

第2条 理事の定数は、地区別連合体に加入している単位PTA数に応じ次のように定める

- (1) 1団体から30団体まで1名
- (2) 31団体から50団体まで2名
- (3) 51団体を超える場合3名

第3条 地区別連合体が、当該年度の理事を選出した場合は遅滞なく県P連に報告することとする。

第4条 代議員の定数は、地区別連合体に加入している単位PTA数及び会員数に応じ次のように定める。

- (1) 加入している単位 P T A 数が 10 団体以内の場合は 1 名とし 10 団体を超える場合は、
1 団体から 10 団体まで増すことに 1 名を加える。ただし 3 名を限度とする
 - (2) 加入している会員数が 3,000 人以内の場合は 1 名とし、3,000 人を超える場合は、
1 人から 3,000 人増すごとに、1 名を加える。
- 2 地区別連合体における代議員は、地区別連合体を組織する小連合体（町 P T A 連合会等）から、1 名以上選出することとする。

付 則

（施行期間）

この規程は、昭和 23 年 5 月 15 日から施行する。

（規程内名称）

各規程内において「規約」とあるのは、宮城県 P T A 連合会規約とする。

各規程内における本会の名称は県 P 連とする。

改 正 沿 革

昭和 23 年	5 月 15 日	制定
平成 18 年	6 月 3 日	一部改正
平成 23 年	6 月 4 日	一部改正
平成 28 年	12 月 17 日	一部改正
平成 29 年	1 月 14 日	一部改正
平成 29 年	9 月 9 日	一部改正
平成 30 年	12 月 15 日	一部改正
令和 元 年	6 月 22 日	一部改正
令和 3 年	4 月 18 日	一部改正
令和 3 年	12 月 18 日	一部改正
令和 4 年	12 月 17 日	一部改正

令和 7 年度 地区事務局一覧

No.	地区名	学校名	事務長名	郵便番号	住 所
1	白石・刈田地区父母教師会連合会	大 平 小 学 校	甲斐 千晴	989-0217	白石市大平森合字権現山 1 TEL0224-25-3709・FAX0224-25-3745
2	蔵王町父母教師会連合会	宮 小 学 校	千葉 康弘	989-0701	蔵王町宮字井戸井 3 3 TEL0224-32-2004・FAX0224-32-2008
3	柴田郡父母教師会連合会	槻 木 中 学 校	畠山 大輔	989-1757	柴田町槻木東 2－3－1 TEL0224-56-1331・FAX0224-56-4267
4	角田市父母教師会連合会	北 郷 小 学 校	大友慶一郎	981-1524	角田市岡字阿弥陀入 1 1－2 TEL0224-68-2345・FAX0224-68-3548
5	丸 森 町 P T A 連 合 会	丸 森 小 学 校	名取 富江	981-2156	丸森町字菱川内 3 9－1 TEL0224-72-2140・FAX0224-72-2164
6	亘理郡連合父母教師会	山 元 中 学 校	佐藤 拓也	989-2201	山元町山寺字畑中 2 9 TEL0223-37-0032・FAX0223-37-4330
7	岩沼市父母教師会連合会	岩 沼 小 学 校	滝深 潔	989-2432	岩沼市中央 2－1－1 TEL0223-22-2145・FAX0223-22-2146
8	名取市父母教師会連合会	館 腰 小 学 校	佐賀 雄幸	981-1226	名取市植松 1－2－1 7 TEL022-382-2425・FAX022-382-2445
9	宮城地区 P T A 連 合 会	汐 見 小 学 校	鈴木 仁	985-0821	七ヶ浜町汐見台 3－1－3 TEL022-357-5151・FAX022-357-5711
10	塩竈市父母教師会連合会	塩竈第一小学校	小幡 藍	985-0056	塩竈市泉ヶ岡 1－1 TEL022-362-2011・FAX022-362-2680
11	多賀城市父母教師会連合会	城 南 小 学 校	藤村 博之	985-0865	多賀城市城南 1－1 7－1 TEL022-368-2111・FAX022-368-2112
12	富谷黒川地区 P T A 連 合 会	大 郷 小 学 校	三塚 理恵	981-3521	大郷町中村字屋敷前 9 8 TEL022-359-2003・FAX022-359-2970
13	大 崎 市 P T A 連 合 会	事 務 局	三島 智子 (事務局員)	989-6171	大崎市古川北町 5－5－2 TEL・FAX0229-24-7483
14	遠 田 郡 P T A 連 合 会	不 動 堂 小 学 校	佐藤 貴司	987-0041	美里町字峯山 1 2－1 TEL0229-32-2036・FAX0229-32-5525
15	加美郡父母教師会連合会	中 新 田 中 学 校	伊藤 友一	981-4262	加美町字一本杉 1 2 TEL0229-63-2278・FAX0229-63-2279
16	栗 原 市 P T A 連 合 会	瀬 峰 小 学 校	鎌田 信浩	989-4584	栗原市瀬峰清水山 1 5－1 TEL0228-38-2012・FAX0228-38-2007
17	石 巻 市 P T A 協 議 会	事 務 局	田村百合子 (事務次長)	986-0020	石巻市湊東1-13-1 湊中学校内 TEL0225-24-6567・FAX0225-24-6577
18	東松島市 P T A 連 合 会	矢 本 西 小 学 校	伊澤 政孝	981-0503	東松島市矢本字四反走 6 3 TEL0225-82-6620・FAX0225-82-6612
19	登 米 市 P T A 連 合 会	事 務 局	櫻井 勇子 (事務局員)	987-0602	登米市中田町上沼字西桜場 1 8 登米市教育委員会内 TEL・FAX0220-34-3405
20	気仙沼市 P T A 連 合 会	唐 桑 小 学 校	松本 博路	988-0533	気仙沼市唐桑町明戸 2 0 8－6 TEL0226-32-3142・FAX0226-32-3071
21	南 三 陸 町 P T A 連 合 会	伊 里 前 小 学 校	加藤 英樹	988-0453	南三陸町歌津字伊里前 1 1 3 TEL0226-36-2005・FAX0226-36-2951

令和 7 年度 地区単 P 数・代議員数一覧

教委管内	番号	地区名	児童生徒数(4月1日現在)			会員数 (A) × 80%	単 P 数	代議員数
			小学校	中学校	計 (A)			
大 河 原	1	白石・刈田地区	1,234	711	1,945	1,556	14	3
	2	蔵王町	440	252	692	554	8	2
	3	柴田郡	3,502	1,875	5,377	4,302	23	5
	4	角田市	962	611	1,573	1,258	7	2
	5	丸森町	414	231	645	516	3	2
仙 台	6	亘理郡	1,930	1,007	2,937	2,350	15	3
	7	岩沼市	2,217	1,210	3,427	2,742	8	2
	8	名取市	4,858	2,602	7,460	5,968	15	4
	9	宮城地区	3,243	1,738	4,981	3,985	18	4
	10	塩竈市	2,280	1,139	3,419	2,735	11	3
	11	多賀城市	3,337	1,637	4,974	3,979	10	3
	12	富谷黒川地区	5,348	3,077	8,425	6,740	25	6
北 部	13	大崎市	5,620	3,211	8,831	7,065	26	6
	14	遠田郡	1,534	888	2,422	1,938	11	3
	15	加美郡	1,091	649	1,740	1,392	11	3
	16	栗原市	2,227	1,343	3,570	2,856	18	3
東 部	17	石巻市	5,677	3,101	8,778	7,022	47	6
	18	東松島市	1,845	995	2,840	2,272	11	3
	19	登米市	3,078	1,775	4,853	3,882	28	5
南 三 陸	20	気仙沼市	1,990	1,133	3,123	2,498	21	3
	21	南三陸町	431	218	649	519	7	2
合 計			53, 258	29, 403	82, 661	66, 129	337	73

PTAの歌

作詞 補作 作曲 編曲
路十而一
紅八裕
日条関本
春西古宮

Moderato

mf B E E#dim F#7 B E F#7 B

はるかぜそよそよ ふくまどに ことりもくるくるとんでくる

F# B D#m7 G#m7 C#m9 F#7 V

あかるい まーどーよ ほほえむ かおよ

E B F#7 B F#7 V

さくらのーはなさく はるのうたー

B E B/D# E B/F# F#7 B

みんな で いっしょに うたおうよ

一、

春風そよそよ 吹く窓に
小鳥もくるくる とんでくる
明るい窓よ ほほえむ顔よ
さくらの花咲く 春の唄
みんなでいっしょに うたおうよ

二、

みどりに輝く 学校が
明るい家庭を よんでいる
希望の町よ 希望の村よ
文化の光に 手をのべて
子どもといっしょに 進もうよ

三、

あふれる力に 健康に
子どもがよnder おどつてる
みのりの秋よ もみじの丘よ
こころも楽しい ハイキング
子どもといっしょに おどろうよ

四、

世界を結んだ 大空に
ひびいて子どもの 胸が鳴る
あしたの鐘よ 夕べの鐘よ
平和で住みよい 日本を
みんなでいっしょに つくろうよ



宮城県 PTA 連合会

〒983-0836 仙台市宮城野区幸町四丁目 5 - 1

宮城県青年会館内

電 話 022 (295) 9 5 8 1

022 (295) 9 5 9 0

F A X 022 (256) 0 4 2 5

郵便振替口座 仙台 02270-2-2738

E-mail : miyagi-pta@h4.dion.ne.jp

<http://www.miyagi-pta.gr.jp/>